

令和 6 年能登半島地震により被災された皆様

生活福祉資金（緊急小口資金）

特例貸付のご案内

◆本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります◆

貸付内容

- 貸付対象 令和 6 年能登半島地震による災害救助法の適用になった地域にお住まいの被災された方で、当座の生活費を必要とする世帯。
- 貸付限度額 原則として、一世帯に 10 万円。ただし、以下の場合は、一世帯につき 20 万円の貸付も可能。(いずれも 1 回限り)
 - ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
 - ② 世帯員に要介護者がいる場合
 - ③ 4 人以上の世帯である場合
 - ④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、学齢児童がいる場合
- 据置期間 貸付の日から 1 年以内
- 償還期間 据置期間終了後 2 年以内
- 貸付利率 無利率 * 償還期限後は残元金に対して年 3.0% の延滞利率が発生します。

受付窓口

- 輪島市社会福祉協議会 本所 (輪島市河井町 13 部 120 番地 1)
- 輪島市社会福祉協議会 門前支所 (輪島市門前町深田 21 番地 17 の 1)
- 避難をしている市、町の社会福祉協議会

〈受付時間〉

当分の間(本所のみ土、日、祝日受付可能です) 9 時～15 時

※輪島市役所本館ロビーでの受付は終了いたしました。

※まちの児童クラブでの受付は終了いたします。移動手段を確保できない方はご相談ください。

貸付に必要なもの

- 身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード 等)
- 申込者の預金通帳またはキャッシュカードとその銀行印

※いずれも準備できない場合は、応相談

問合せ先

- 輪島市社会福祉協議会 本所 ☎0768-22-2219
- 輪島市社会福祉協議会 門前支所 ☎0768-42-0772

(令和 6 年 4 月 7 日現在)